

鹿角市公告第 176 号

鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）に係る事業者の選定について、公募型プロポーザル方式による選定を実施するので、参加事業者を次により募集します。

令和8年8月19日

鹿角市長 笹本真司

1 補助事業の名称

鹿角市再エネ推進補助金（地域向け電源導入促進事業）市有地活用型太陽光発電事業

2 事業の目的

市では、脱炭素社会の実現に向け、2022（令和4）年3月に他市町村に先駆けゼロカーボンシティを宣言し、2030（令和12）年のカーボンニュートラルの実現のため、具体的な施策と進行管理を取りまとめた鹿角市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した。

こうした状況を踏まえ、市内で再エネ設備により生み出された「地域向け電源」を市内で唯一の電気小売事業者である株式会社かつのパワーが安定して地域内に供給していくことが必要であることから、市の遊休公有地を活用して新たな発電事業を行おうとする者に対し、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用して実施するものである。

3 事業実施期間

補助金交付決定後から令和9年2月26日までとする。

4 補助金の上限

補助対象経費の2分の1以内、上限10,000,000円

5 参加資格

本事業に応募しようとする者は、市内に事業所（支店、営業所を含む）を置く者で、次のいずれにも該当しない者とする。また、共同で事業を実施しようとする者は、その構成員が分かるように示したうえで、代表が応募するものとする。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者や暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する同条第２号に規定する事業者をいう。）

（２）次に掲げる業種を営む者

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第１１項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第１３項に規定する接客業務受託営業
- ② 易断所、観相業、相場案内業
- ③ 競輪・競馬等の競走場、競技団
- ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
- ⑤ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
- ⑥ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
- ⑦ 宗教
- ⑧ 政治・経済・文化団体

（３）市税を滞納している者

（４）（１）から（３）までに掲げるもののほか、市が不適當と認める者

６ 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申し込みをすること。

（１）参加申込

以下の書類を、鹿角市産業部商工振興課ゼロカーボン推進室（以下「所管課」という。）に持参もしくは郵送により提出すること。

- ① プロポーザル参加表明書（様式１）
- ② 事業者概要書（様式２）
- ③ 業務実績書（様式３）

④ 市税の滞納がないことを証する書類

(2) 提出部数 正本1部

(3) 提出期限 令和8年9月2日(水曜日)午後5時まで【厳守】

(4) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、参加表明書を提出したものに對し令和8年9月9日(水曜日)までに書面により通知する。

7 事業提案書の提出

(1) 事業提案書等の作成

参加者は実施要領に基づき、考えうる最適な方策を事業提案書等により提案するものとする。事業提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。

① 事業提案書等提出届(様式8)

② 事業提案書

③ 事業費積算書(見積書及び様式9事業費積算書を含む)

④ 収支計画書

⑤ ①～④の電子データ

(2) 提出部数 正本1部、副本4部

(3) 提出の期限、方法

期限：令和8年9月25日(金曜日)午後5時まで【厳守】

方法：(1)の①から④は所管課に持参もしくは郵送により提出

(1)の⑤は所管課に電子メールで提出

8 その他

その他本プロポーザル方式に関する事項は、「鹿角市再エネ推進補助金(地域向け電源導入促進事業)市有地活用型太陽光発電事業 募集要領」による。